

E V等普及促進事業費補助金交付事務取扱要領

(目的)

第1 この要領は、E V等普及促進事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第12の規定に基づき、補助金の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の通知)

第2 知事は、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）第4条の規定により交付申請書の提出があった場合は、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じ現地調査等を行い、予算の範囲内において補助金を交付すべきと認めたときは交付決定通知書（様式第1号）により、申請者に通知するものとする。

2 第1項の通知は、原則として、交付申請書の受理後14日後までに行うものとする。

3 交付申請書の提出期限は、令和6年12月20日までとする。

(承認の通知)

第3 知事は、規則第6条第1項第1号、第2号又は第3号の規定により承認の申請があった場合の承認は、E V等普及促進事業費補助金交付変更（中止・廃止）承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、原則として、承認申請書の受理後14日以内に行うものとする。

(補助金に係る書類の提出先)

第4 補助金に係る書類の提出先は、岩手県環境生活部環境生活企画室とする。

附 則

この要領は、令和6年5月27日から施行する。

様式第1号（第2関係）

岩手県指令 第 号
住 所
氏 名

E V等普及促進事業費補助金
交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったE V等普及促進事業費補助金に対し、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）第5条の規定により、次の条件を付けて、E V等普及促進事業費補助金 円を交付します。

年 月 日

岩手県知事

印

- 1 補助事業者は、規則及びE V等普及促進事業費補助金交付要綱に従わなければならない。
- 2 補助事業者は、この補助金に係る証拠書類を、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間（当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産に係る処分の制限期間が5年を超える場合にあつては、当該処分の制限期間）保存しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助事業の交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

様式第2号（第3関係）

岩手県指令 第 号
住所
氏名

E V等普及促進事業費補助金
交付変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで承認申請のあったE V等普及促進事業費補助金交付決定について、下記のとおり変更（中止・廃止）を承認したので、通知します。

年 月 日

岩手県知事

印

記

- 1 岩手県指令番号
- 2 変更（中止・廃止）の内容
- 3 変更の承認条件